

寒川町介護保険運営協議会規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (所掌事項) 第2条 協議会は、次の所掌事項について、調査又は協議し、町長にその結果を報告し、又は意見を述べるものとする。 (1) _____ _____介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117条の規定に基づく<u>介護保険事業計画書の</u>_____進捗状況の評価に関すること。 (2)～(4) (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (所掌事項) 第2条 協議会は、次の所掌事項について、調査又は協議し、町長にその結果を報告し、又は意見を述べるものとする。 (1) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び変更並びに</u>進捗状況の評価に関すること。 (2)～(4) (略) ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>